

# iDeCo<sub>で</sub>

## 老後資金準備を始めませんか？

「iDeCo（イデコ）」とは、個人型確定拠出年金（individual-type Defined Contribution pension plan）の愛称です。

iDeCoは、自己責任で、自らの年金資産を運用し、運用成果がそのまま年金額に反映される制度です。公的年金を補完し、ライフサイクルの変化に対応しながら生涯にわたって老後のための資金準備に備えられる「自分年金」です。



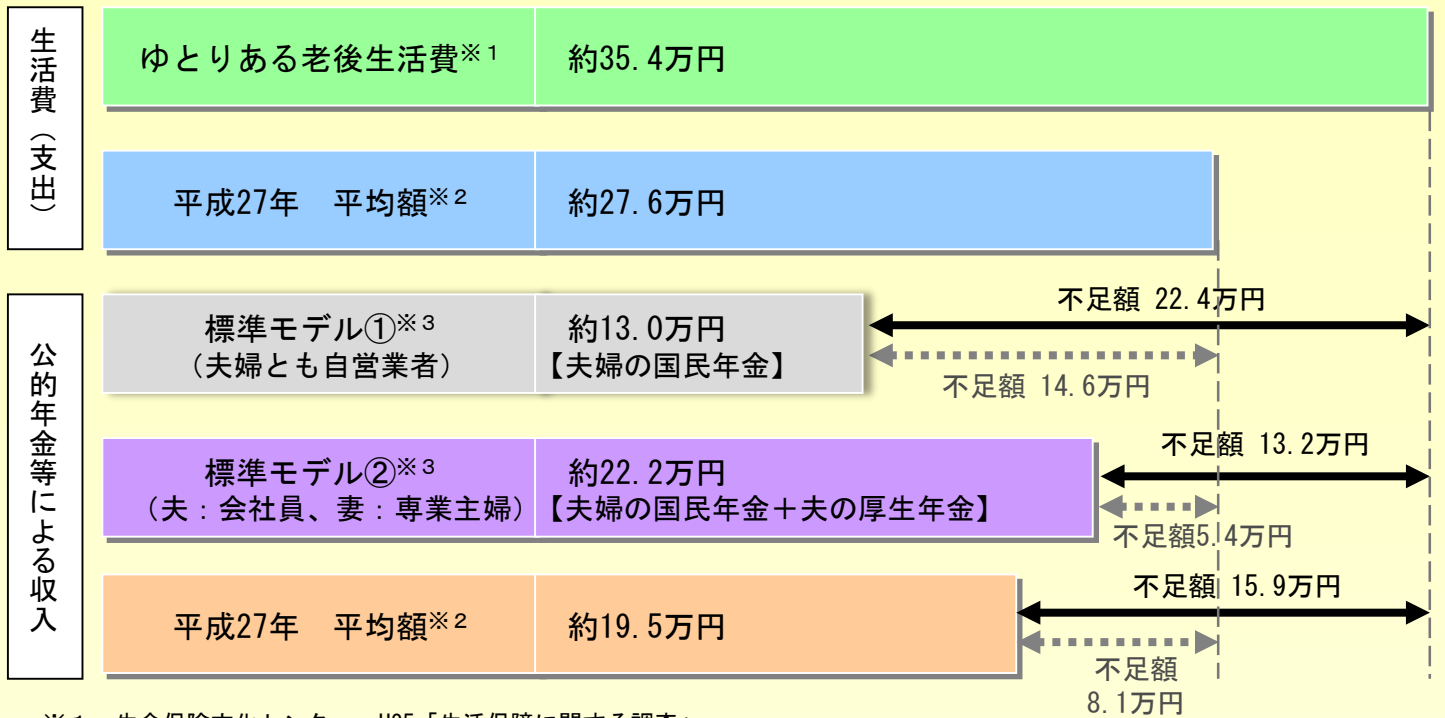
松本信金キャラクター「ジョン君」



### 松本信用金庫

# 老後生活にかかる収支

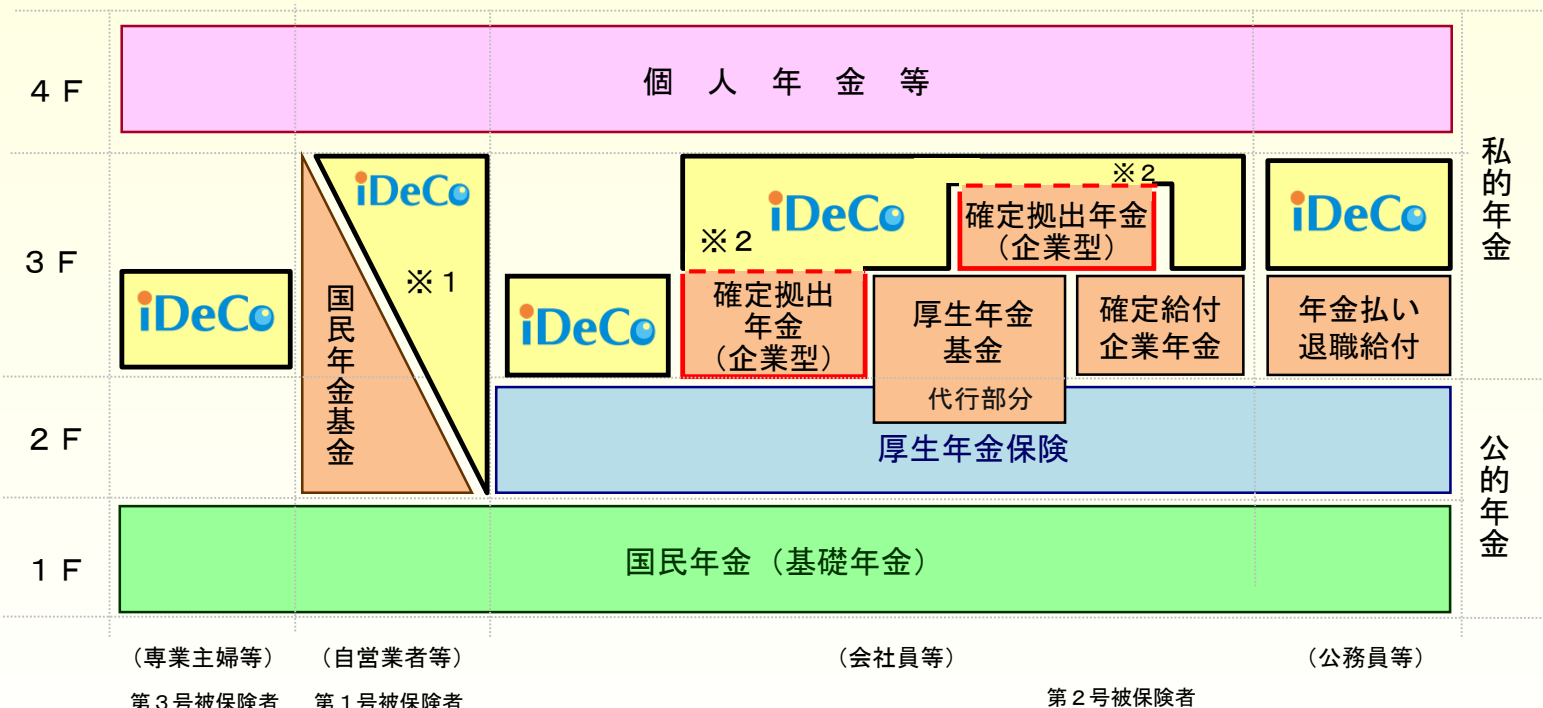
- ・ 公的年金による収入だけでは、老後の生活費は必ずしも十分とはいえず、足りない部分は自助努力でうめる必要があります。



※1 生命保険文化センター H25「生活保障に関する調査」  
 ※2 総務省 H27「家計調査年報」(高齢夫婦無職世帯 夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯の平均)  
 ※3 厚生労働省 報道発表資料「平成28年度の年金額改定について」

# 日本の年金制度

- ・ iDeCo は、個人が任意に加入することができ、公的年金の上乗せとして老後生活資金の形成をすることができます。



※1 : 保険料免除者および農業者年金基金の被保険者は除きます。  
 ※2 : 企業型確定拠出年金に加入している方は、企業型確定拠出年金規約にて iDeCo への加入を認めている場合のみ加入が可能です。

# iDeCoの3つのメリット

## メリット1

### 掛金拠出時：掛金額に応じて税金が軽減

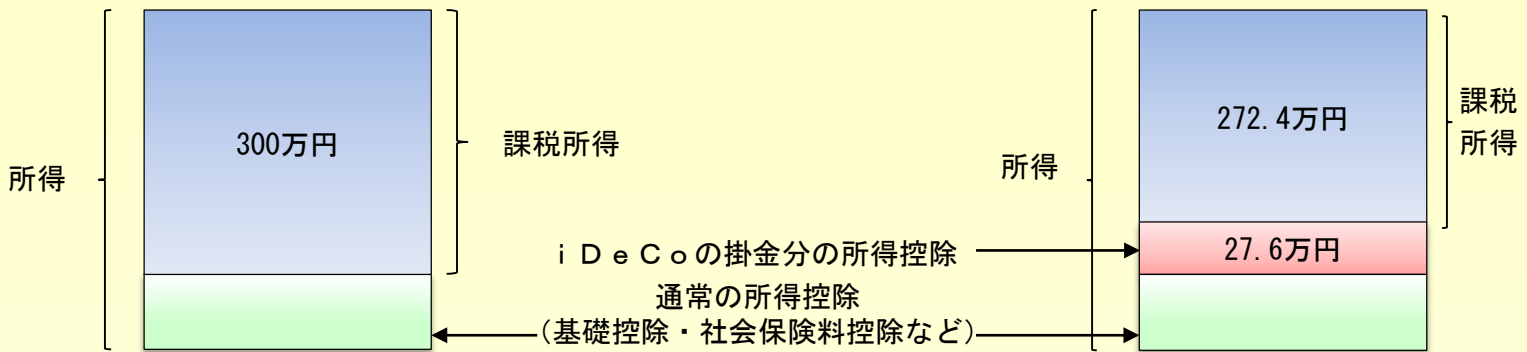
- ・ iDeCoで拠出した掛金は、**全額所得控除**の対象となるため、所得税、住民税の負担が課税所得金額や掛金拠出額に応じて軽減されます。

#### <所得控除による軽減効果（イメージ）>

- ・ 課税所得300万円の方が 毎月2.3万円（年間27.6万円）拠出した場合
- ・ 所得税（10%）と住民税（10%）と設定

#### 【iDeCoに加入しない場合の税額】

#### 【iDeCoに加入した場合の税額】



$$\begin{aligned} & \text{所得税 (300万円} \times 10\% - 97,500\text{円)} \\ & + \text{住民税 (300万円} \times 10\%) \\ = & \quad \underline{\underline{502,500\text{円}}} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{所得税 [(300万円} - 27.6\text{万円)} \times 10\% - 97,500\text{円}] \\ & + \text{住民税 [(300万円} - 27.6\text{万円)} \times 10\%] \\ = & \quad \underline{\underline{447,300\text{円}}} \end{aligned}$$

所得税・住民税に  
**年間55,200円**  
の差

※：復興特別所得税および住民税（均等割）は考慮しておりません。

#### <課税所得金額に応じた所得税および住民税の金額ならびに税の軽減額（年額）>

課税所得金額	所得税率※1	控除額	住民税率※2	掛金額（月）	1.0万円のケース	2.3万円のケース	6.8万円のケース
195万円以下	5%	0円	10%	税の軽減額※3（年間）	1.8万円	4.1万円	12.2万円
195万円超 330万円以下	10%	97,500円			2.4万円	5.5万円	16.3万円
330万円超 695万円以下	20%	427,500円			3.6万円	8.2万円	24.4万円
695万円超 900万円以下	23%	636,000円			3.9万円	9.1万円	26.9万円
900万円超 1,800万円以下	33%	1,536,000円			5.1万円	11.8万円	35.0万円
1,800万円超 4,000万円以下	40%	2,796,000円			6.0万円	13.8万円	40.8万円
4,000万円超	45%	4,796,000円			6.6万円	15.1万円	44.8万円

（注）例えば「課税所得金額」が700万円の場合には、求める税額は次のようになります。  
 所得税：700万円×23%－636,000円＝97,400円　住民税：700万円×10%＝70万円

- ※1：税率は、平成28年11月末現在の法令によるものになります。ただし、復興特別所得税は考慮しておりません。
- ※2：住民税は一律10%としております。均等割は考慮しておりません。
- ※3：軽減額は1,000円未満を切捨てて表示しております。

## メリット2

### 運用時：運用益が**非課税**

- ・ 一般の金融商品では、運用益に対して20%\*の税金が課されますが、iDeCoでは運用益（預金の利息、投信の分配金や売却益など）に対する課税がなく、効果的な複利運用が期待できます。

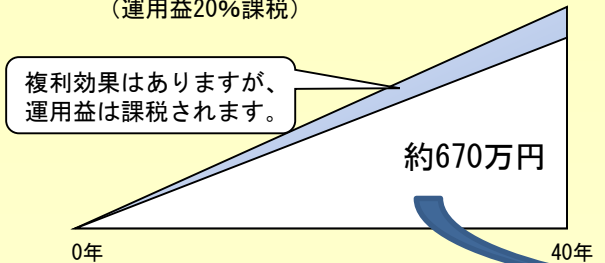
※本来は、年金資産に対して特別法人税（1.173%）がかかりますが、平成29年3月まで課税凍結中です。

\*平成25年1月1日から平成49年12月31日までは、復興特別所得税が付加されるため20.315%となります。

（例）毎月1万円を40年間、年2%で複利運用したケース

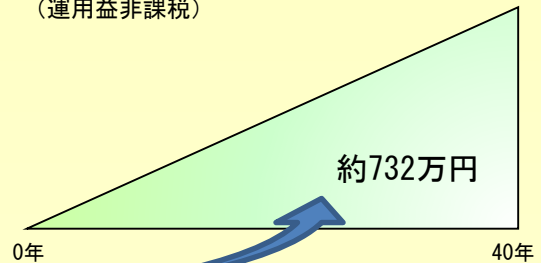
#### 一般の金融商品の場合

（運用益20%課税）



#### iDeCoの場合

（運用益非課税）



約62万円の  
プラス

※仮定にもとづく試算であり、将来の結果を保証するものではありません。

※iDeCoにかかる各種手数料は考慮していません。

## メリット3

### 受給時：一定の**非課税控**あり

- ・ 受給時も各種控除が適用され、一定金額までは課税されません。

給付種類	受取方法	税金の取扱い
老齢給付金	年金	「雑所得」（ <b>公的年金等控除</b> が適用）
	一時金	「退職所得」（ <b>退職所得控除</b> が適用）
障害給付金	年金	非課税
	一時金	
死亡一時金	一時金	相続税の課税対象
脱退一時金	一時金	一時所得

#### 公的年金等控除の概要（他の公的年金等による所得がない場合）

◆65歳未満の方は、公的年金等収入金額の合計額が 70万円まで所得額はゼロになります。

◆65歳以上の方は、 " 120万円 "

※当該金額を超える場合、金額に応じて控除額が変動します。

また、公的年金等の支払を受ける場合には、別途、源泉徴収がありますのでご注意ください。

#### 退職所得控除の概要（他の退職所得がない場合）

◆退職所得金額 = (老齢給付一時金 - 退職所得控除額) × 1/2

掛金払込年数※	退職所得控除額
20年以下	40万円 × 掛金払込年数（80万円以下の場合は80万円）
20年超	(掛金払込年数 - 20年) × 70万円 + 800万円

※iDeCoの場合、掛金払込期間の年数が退職所得控除の計算の基礎となります。また、他の制度等からの移換金がある場合は、これまでの勤続期間が合算されます。

## iDeCo 拠出限度額

区 分		拠出限度額
国民年金第1号被保険者（自営業等）※ <sup>1</sup>		月額68,000円※ <sup>2</sup>
国民年金第2号被保険者	勤務先に企業年金がない場合	月額23,000円
	勤務先が企業型確定拠出年金を実施している場合※ <sup>3</sup>	月額20,000円
	勤務先が企業型確定拠出年金及び確定給付企業年金等※ <sup>4</sup> を実施している場合※ <sup>3</sup>	月額12,000円
	勤務先が確定給付企業年金等※ <sup>4</sup> を実施している場合	月額12,000円
	公務員	月額12,000円
国民年金第3号被保険者（専業主婦など）		月額23,000円

※1：保険料免除者および農業者年金基金の被保険者は除きます。

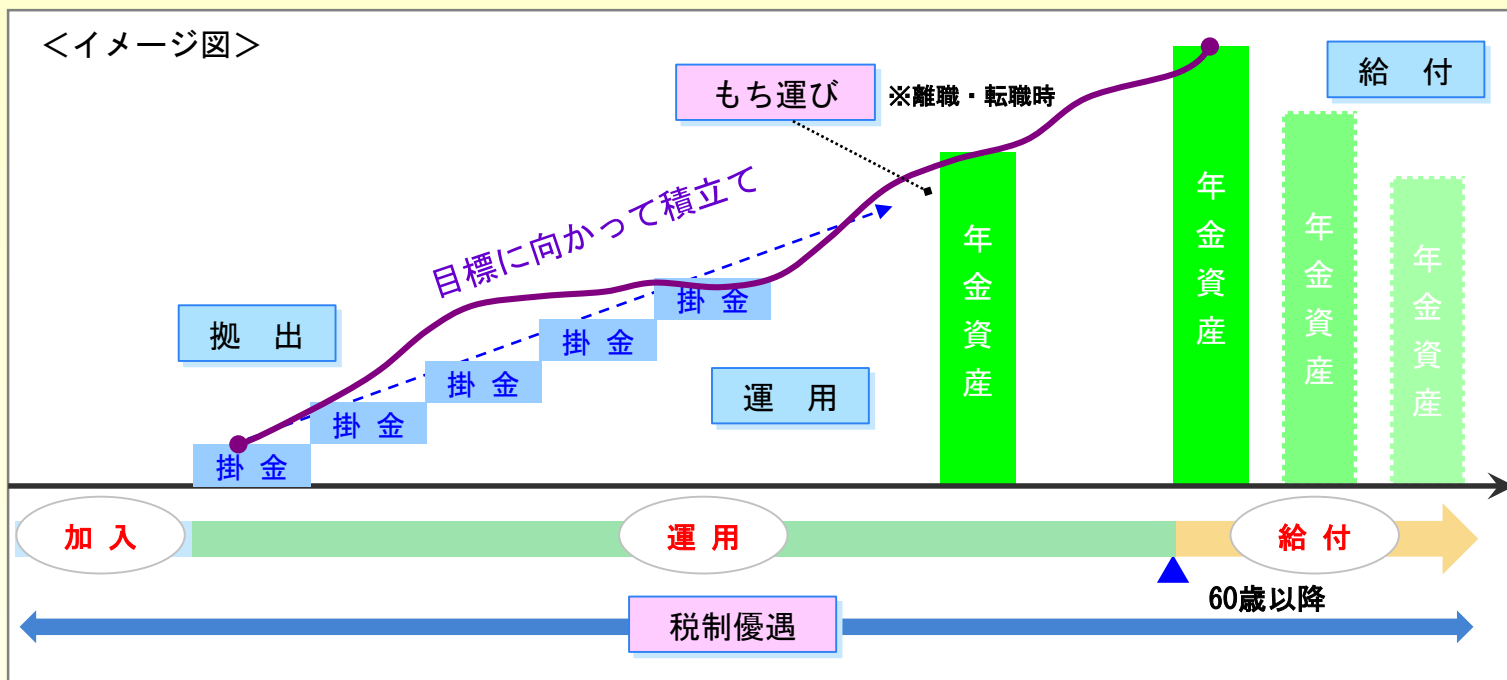
※2：国民年金基金および付加年金の保険料を支払っている場合には、その金額を合算します。

※3：企業型確定拠出年金を実施している企業は、企業型確定拠出年金の規約でiDeCoへの加入を認めている場合のみ加入が可能です。

※4：厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、私学学校教員共済などを含みます。

## iDeCoのしくみ

<イメージ図>



### 拠出

- ・毎月の掛金は、5,000円から拠出限度額の範囲内で1,000円単位で設定できます。（ただし、国民年金基金に支払っている掛金または国民年金の付加保険料を控除した額が限度となります。）

### 運用

- ・あらかじめ用意された運用商品の中から、加入者本人が自己責任で運用指図を行い、年金資産は運用成果に応じて増減します。
- ・商品の変更は、自らの判断により随時可能です。

### 給付

- ・「老齢給付金」、「障害給付金」および「死亡一時金」があります。
- ・「老齢給付金」は原則60歳以降、「年金」や「一時金」またはこれらを組み合わせた形式で受給することができます。

## iDeCoの手数料（税込）

	手数料	（手数料の内訳）			
		国民年金 基金連合会	運営管理機関	事務委託先 金融機関	
加入者※ <sup>1</sup>	519円/月	103円/月	352円/月	64円/月	毎月の掛金から 控除されます。
運用指図者※ <sup>2</sup>	416円/月	—	352円/月	64円/月	個人別管理資産から 控除されます。※ <sup>3</sup>
給付手数料※ <sup>4</sup>	1回あたり432円				

上記手数料の他に、加入時または資産移換時に国民年金基金連合会に2,777円の手数料が差し引かれます。

※<sup>1</sup>：加入者とは、自ら掛金の拠出を行いながら、積み立てた資産の運用指図を行う方のことです。

※<sup>2</sup>：運用指図者とは、掛金の拠出を行わずにこれまで積み立てた資産の運用指図だけを行う方のことです。

※<sup>3</sup>：毎年2月に個人別管理資産から各商品を売却することにより取り崩します。また、給付等の資産移換が発生した場合は、それまでの期間分をまとめて移換される資産からお支払いいただきます。

※<sup>4</sup>：給付金を受け取った場合には、1回あたり432円が給付金より控除されます。

## ご留意いただきたいこと

- 掛金等は、加入者等による運用指図にもとづき、定期預金や投資信託等の金融商品の購入に充てられます。また、年金資産の運用方法は、随時変更することができます。
- 自己責任で運用するため、将来の受取額は運用成績により異なります。運用結果によっては、受取額が掛金総額を下回る場合があります。
- iDeCoは、老後生活資金形成のための制度です。掛金拠出を中断することはできませんが、原則、60歳までは、中途解約して払戻しを受けることはできません。
- 通算加入者等期間※<sup>1</sup>が10年に満たない場合、給付の請求ができる年齢が期間に応じて最大65歳まで繰り下がります。
- 掛金額の変更は年度内（4月から翌年3月）に1回に限り可能です。ただし、掛金額を0円にする変更（運用指図者への変更）は、随時行うことができます。

※<sup>1</sup>：通算加入者等期間とは、「企業型確定拠出年金加入者期間」、「企業型確定拠出年金運用指図者期間」、「iDeCo加入者期間」および「iDeCo運用指図者期間」を合算した期間のことです（企業型確定拠出年金とiDeCoの加入者期間・運用指図者期間が重複している場合には、重複期間は合算できません。）。

- ✓ 本資料は、確定拠出年金制度に関する一般的な情報の提供を目的として、信頼できると判断した作成時点（平成28年12月）の各種データ等にもとづき作成されておりますが、その正確性および確実性を保証するものではありません。
- ✓ 加入や運用指図等に係る最終的なご決定は、「松本信金個人型プランのご案内」等で十分ご確認いただき、お客さまご自身の判断で行っていただきますようお願い申し上げます。

## お問い合わせ先

### 松本信用金庫 業務部

TEL：0263-35-0008

受付時間 9:00～17:00（平日 ※土日祝日・年末年始を除く）

### しんきん確定拠出年金コールセンター

TEL：03-6202-0474

受付時間 9:00～17:30（平日 ※土日祝日・年末年始を除く）

<http://www.wam.abic.co.jp/contents/C511000/portal/8pf081iqydig.html>